

## ■鈴鹿市地域づくり協議会条例案(骨子)について

### ◆鈴鹿市地域づくり協議会条例案(骨子) 登載項目概要

① 目的	住みよい地域社会の実現を目指し、地域づくり協議会の定着と活性化を図るとともに、地域づくり協議会を中心に、地域と市との協働による住民主体の地域づくりを推進する条例を制定する。	
② 協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市と協働して地域づくりに取り組む。</li> <li>・自主的主体的に地域の課題解決と地域の活性化に取り組む。</li> </ul>	
③ 協議会の区域	地域づくり協議会の区域は、規則において別表で掲載する。	
④ 協議会の構成員	区域に居住する者全て、区域で活動するもの全てが構成員となる。	
⑤ 認定の申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定を受けようとするときは、申請書に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。</li> <li>・規約等の事項を変更しようとするときは、市長に申請しなければならない。</li> </ul>	
⑥ 協議会の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域</li> <li>・規約の整備</li> <li>・自治会代表者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会は、③の区域に1つとする。他の協議会の区域と重複は不可。</li> <li>協議会の目的、名称、区域、事務所の所在地、役員、総会の方法、その他必要な事項を明記した規約を整備していること。</li> <li>自治会代表者が、協議会の運営に参画をしていること。(役員就任や議決権)</li> </ul>
⑦ 認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、申請を受け、内容を審査し、要件等に適合すると認める場合は、認定する。</li> <li>・市長は、認定した場合は、代表者に対してその旨の通知を行うものとする。</li> </ul>	
⑧ 協議会の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域福祉の増進に関すること。</li> <li>(2) 自主防犯及び自主防災に関すること。</li> <li>(3) 健康づくりに関すること。</li> <li>(4) 子どもの健全育成に関すること(学校支援を含む。)</li> <li>(5) 地域振興に関すること。</li> <li>(6) 地域文化の継承及び創出に関すること。</li> <li>(7) 環境及び景観の保全に関すること。</li> <li>(8) 上記7つの事業のほか、地域づくりに関して、特に必要があると協議会が認めること。</li> </ul>	
⑨ 活動の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成する活動</li> <li>・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動</li> <li>・特定の公職の候補者若しくは公職にある者 又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動</li> </ul>	
⑩ 地域計画の策定	協議会は、主体的な地域づくり活動を推進するために地域計画を策定する。	
⑪ 協議会代表者会議の設置	協議会間の情報共有と交流促進を目的に、会議を設置する。	
⑫ 市の支援	市は、地域づくりを推進するために、協議会に対して、自主性及び自立性を尊重するとともに、必要な支援を行う。(支援には、財政的支援や人的支援を含む。)	
⑬ 委任	条例に定める事項のほか、この条例の施行に関して必要な事項は、別途規則で定める。	